

論文

トランクライザーの流行

——市販向精神薬の規制の論拠と経過——

松 枝 亜希子*

1 問題の所在

こんにち保険薬として処方されているある種の向精神薬は、1950-70年代、市販され広範に流通していた。ある種の向精神薬とはトランクライザー (tranquilizer) と呼ばれるものである。抗精神病作用のあるものをメジャー・トランクライザー (major tranquilizer)、神経症不安に有効なものをマイナー・トランクライザー (minor tranquilizer) と呼んでいたが、こんにちではトランクライザーといえは抗不安薬に相当する薬剤を指すようになっていくという(風祭 2006)。抗不安薬は、一般的に精神安定剤とも呼ばれ、服用することによって中枢神経に作用し、神経や筋肉の緊張を弛緩する薬効をもつ。

1950-70年代、トランクライザーはノイローゼに効く薬として、新聞・雑誌などに広告が多数掲載されており、製薬企業にとっては収益の多い商品であり、多くの人々が服用しており、広範に流通していた。しかし、1970年代初頭には、誰もが薬局で容易に入手できる薬ではなくなった。1950-70年代に流行していたトランクライザーは、社会においてどのような向精神薬として位置づけられていたのかを明らかにすることに加え、その反面どのようなことが問題として浮上し、それらにどのように対処されたのかといった経緯をあわせて追っていくことが本稿の目的である。

分析方法としては、1950-70年代に発行された新聞・雑誌の記事・広告、国会会議録などの行政資料の言説分析を行う。個別の資料については1955-75年を検索対象とした。新聞記事については、『読売新聞』および『朝日新聞』を参照した。この2紙は、購読者数から考えても、1950-70年代の新聞メディアの主要な媒体だからである。新聞広告については、『読売新聞』のデジタルデータから引用した。『読売新聞』を選定したのは、先の理由に加え、国内紙のなかで唯一、広告のデジタルデータもキーワード検索の対象であることによる。一般雑誌の記事については、大宅荘一文庫雑誌記事牽引の【薬一般】の項から選出した。それに加え、特定の読者を想定している雑誌として、文芸誌である『文芸春秋』、婦人雑誌である『婦人公論』、受験生を読者対象とした『螢雪時代』から、記事・広告を検索した。『螢雪時代』は、所蔵資料の制約から1955-57年のみ閲覧した。行政関連資料については、『官報』はデータベースを利用し、国会会議録については、国会会議録検索システムを利用して該当期間の資料を収集した。ほかに雑誌では『薬務公報』、『月刊薬事』(創刊が1959年のため、1959-75年を閲覧)を参照した。

近年のエンハンスメント (enhancement) 論 (増進的介入。医学が治療を超えて、心身の能力を増進させたりすること。) の領域では、プロザック (抗うつ剤) を服用して社会的な人格へと変容させることの是非や、リタリン (賦活剤) を使用して注意欠陥多動性障害の子どもを親や教員が管理しやすくすること、またそれを大人が集中力を高めるために服用することの問題性について議論されている (Kass 2003 = 2005 ほか)。このような問題における重要な論点の一つは、向精神薬が薬効を発揮する場合、自己の人格同一性にどのような影響を与え、それをどう評価するのか、というものである。治療にせよ、エンハンスメント利用にせよ、向精神薬を服用して人格を変容させるとき、本来の人格が可能になるのか、それとも本来の人格が損なわれるのか、ということが問題点として浮上し、議論さ

キーワード：トランクライザー、広告、市販薬、薬務行政、言説分析

* 立命館大学大学院先端総合学術研究科 2007年度入学 公共領域

れている (Elliott 2000, Kramer 2000, Wissenschaftliche Abteilung des DRZE 2002 = 2007 ほか)。しかし、これらの議論は、過去の向精神薬を巡る状況や問題点をふまえたうえでなされているとはいいがたい。この論点を追及するためには、向精神薬が開発された 1950 年代半ば以降の、社会における向精神薬の位置づけやそれへの評価、批判を再検討する必要がある。

本稿で取りあげるトランクライザーについては、ミシシッピ大学の教授で、製薬業界のマーケティングなどを専門とする Mickey Smith が、1950-80 年代の米国におけるトランクライザーの歴史について論じている (Smith 1985, 1991)。トランクライザーを扱ったマスメディアの記事の変遷、医療従事者向けの広告の分析などを通じて、当時の米国におけるトランクライザーの位置づけとその変遷を多方面から描きだしている。また、米国の精神科医 Peter Kramer が著書のなかで、米国での 1950-60 年代のトランクライザーの使用について言及している。

ママの小さなお手伝いさんとは錠剤である。ミルタウン、アンフェタミン、バルビタール、リブリウム、ヴァリウムは、50 年代と 60 年代初頭にもっとも人気が高く、広く手に入った薬剤で、女性をつけあがらせないために、また不快であるべき状況でも女性が快適でいられるために、さらにはどうしてもいい仕事に集中させるために使われた。(Kramer 1993 = 1997 : 64)

米国では、トランクライザーは精神疾患の治療に使用されていたことに加え、家庭にいる主婦が家事労働に専念できるよう日常の不安を軽減することなどにも使用されていたという¹⁾。

国内の同時期のトランクライザーの使用については、向精神薬の歴史についての論文を多数著述している精神科医の風祭元が、自身の経験から、臨床現場での使用状況や市販薬としてのトランクライザーの流行について言及している。しかし、1950-70 年代に国内で、トランクライザーがどのように宣伝されていたかや、市販薬でなくなった経緯について子細に論じた研究はない。かつてヒロポンと呼ばれ集中力を高めるために使用されていた薬物が、覚醒剤と呼ばれ使用は犯罪として取り締まられるようになったという経緯があるように (佐藤 2006)、こんにちとは異なった向精神薬をとりまく状況が過去にあり、その際に向精神薬は社会においてどのようなものと見なされていたのか、また何が問題となり、いかに対処されたのかを明らかにすることが必須である。

2 トランクライザーの新聞広告

1957 年初頭、トランクライザーは国内で販売されるようになった。最初に販売されたトランクライザーは、一般名をメプロバメート (Meprobamate) といい、「アトラキシン」という商品が代表的なものとみなされ、メプロバメート製剤の代名詞となった。さらに、1960 年代初頭、メプロバメート製剤とは成分を異にするトランクライザーとして、「バランス」「コントロール」という商品 (一般名: Chlordiazepoxide クロルジアゼポキサイド) が発売された。これらの薬も収益の多い商品となった。アトラキシンを始めとするトランクライザーは、どのように製薬企業によって薬効や適応症を紹介されていたのだろうか。

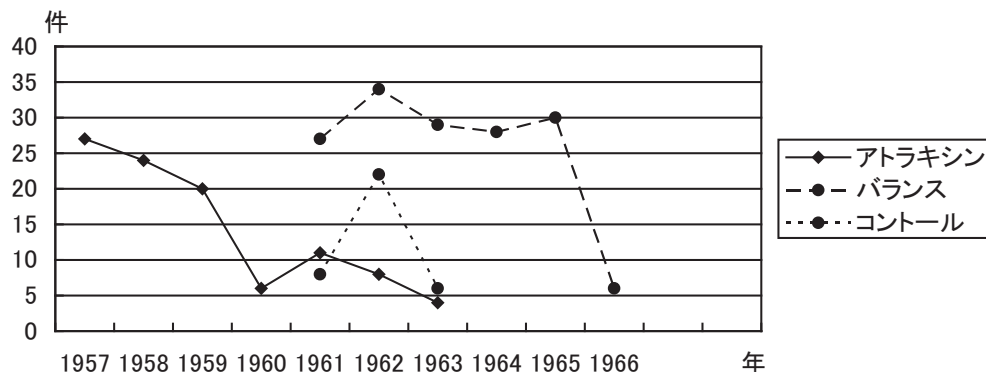


図1 トランクライザーの新聞広告掲載数の推移

まず、メプロバメート製剤は緊張した神経を緩和させる薬効を持ち、そのため、夜間労働者を昼間の安眠に導いたり、文化人病であるノイローゼに効くとされていた。第一製薬が販売していたアトラキシンのほか、エリナ、ハーモニンなど、約20種類が市販されていた²。アトラキシンの広告が掲載されていた主要な媒体の一つとして新聞が挙げられる。『読売新聞』では、広告の掲載は1957-63年であり、1957-1959年にかけては月に約2回掲載されていた³。当然だが、新聞に掲載されていたトランクライザーの広告は、医療従事者ではなく一般の人を対象としている。アトラキシンはどのような薬剤として一般の人に伝えられていたのか。

市販薬として発売された直後の1957年1月のアトラキシンの広告は以下のようなものだった。

【全米治療界の話題！ 文化人病・都会人病の新しい薬】⁴ 図2

ノイローゼの追放… 騒音、雑踏、複雑な対人関係などの影響（ストレス）を受けて文化人、都会人の神経や筋肉は絶え間なく緊張し続け、そのためいわゆるノイローゼ、不眠症、胃潰瘍、心臓病など特有の病気をひき起すのだと新しい精神医学は警告を発しています。このピンと張りつめたままの神経や筋肉をほぐしてノイローゼを追放する新薬が生まれ、欧米ではアトラキシックス、或はトランクライザーと呼ばれてインテリ階級にまたたく間に盛用（ママ）されるようになりました。（…）

こんな方に… 不規則な生活をする方、頭を使う方、インテリ層、指導者階級、深夜業の方、受験勉強の学生さん、気苦労の多い奥様、催眠剤常用癖の方などの、こんな症状に……いつもイライラする、神経質でおこりつばい、気おくれする、劣等感や赤面癖に悩む、人前で口ごもる、不眠症、思考力記憶力の減退、高血圧・生理時・更年期・結核等長期疾患・受験勉強中などの焦燥・不安・ゆううつ、神経性の肩こり・めまい・どうき、神経過敏児、夜泣き等。（…）

アトラキシンは昼のめば不安緊張をほぐし、気分を平静に、はつきりさせ、夜のめば自然な快いぬわりにはいれて朝の目ざめは爽快となります。（…）
（『読売新聞』1957.1.14 朝刊, 5面）

全米治療界の話題！文化人病・都会人病の新しい薬

ノイローゼの追放：
騒音、雑踏、複雑な対人関係などの影響（ストレス）を受けて文化人、都会人の神経や筋肉は絶え間なく緊張し続け、そのためいわゆるノイローゼ、不眠症、胃潰瘍、心臓病など特有の病気をひき起すのだと新しい精神医学は警告を発しています。このピンと張りつめたままの神経や筋肉をほぐしてノイローゼを追放する新薬が生まれ、欧米ではアトラキシックス、或はトランクライザーと呼ばれてインテリ階級にまたたく間に盛用（ママ）されるようになりました。（…）



新発売

精神神経安定剤
（一般名）
メプロバメート

**トランクライザー
の国産第一号**

アトラキシン

（1錠中 200mg）30錠 450円

★こんな方に！ 不規則な生活をする方、頭を使う方、インテリ層、指導者階級、深夜業の方、受験勉強の学生さん、気苦労の多い奥様、催眠剤常用癖の方などの、こんな症状に……いつもイライラする、神経質でおこりつばい、気おくれする、劣等感や赤面癖に悩む、人前で口ごもる、不眠症、思考力記憶力の減退、高血圧・生理時・更年期・結核等長期疾患・受験勉強中などの焦燥・不安・ゆううつ、神経性の肩こり・めまい・どうき、神経過敏児、夜泣き等。（…）

★催眠・鎮静剤と異なる点
催眠・鎮静剤といふは強制的な催眠作用のため、習慣性、依存性、中毒性、減量作用などいふいふ心配がありました。アトラキシンは強制的な催眠作用がなく、いわゆる癖の中

では又々、騒音や雑踏などから水化作用と向う作用の（α）阻害作用の働きで、神経の緊張を自然に弛緩させる作用をもち、大脳の皮質では又々、このように、はつきりとした神経活動の回復に導いて気分を安定させる事が出来るのです。この安全な鎮静作用のために、アトラキシンは新しく精神神経安定剤と呼ばれ、副作用が非常に少ない、極めて安全な薬です。アトラキシンは、めば自然な緊張をほぐし、気分を平静に、はつきりさせ、夜のめば自然な快いぬわりにはいれて朝の目ざめは爽快となります。アトラキシンと同時の服用を試験すると自然な眠りの安定した状態を確認出来ます。

【文獻産品】
アトラキシンの新しい文獻は薬物記入のつえ
第一製薬学術院にお申込み下さい。

第一製薬
東京日本橋

図2 アトラキシンの新聞広告 ①

そのほかのアトラキシンの広告には次のようなものがあった。

【奥様のイライラ】 図3

ノイローゼを追放して家庭を明るくする薬

(…) 内閣を一手に引き受けて休むひまもない奥様の気苦労……あげくの果、イライラして、それが顔かたちにあられ御主人をはじめ御家族の安息の場所がゴタゴタしては大変です。奥様がいつも朗かで美しい笑顔でこそ家庭も円満です。かさなる気苦労や緊張の連続のために、高ぶつた神経を落ち着かせて、家庭を明るくするアトラキシンが奥様方の中で評判です。
 (『読売新聞』1957.5.13 朝刊, 6面)

【赤ちゃんの夜泣きに】 図4

神経過敏なお子様は、夜驚症といつて夜中におびえて突然泣き出したり、興奮してねつかなくなったり、むずかつたりして、お母様を困らせるものです。

アトラキシンは過敏な神経を緩和し、興奮を除いて気持ちを落ち着け、安眠に誘う薬です。夜驚症、不眠症、ヒステリーなどによく効きます。
 (『読売新聞』1958.3.30 朝刊, 4面)

奥様のイライラ
 ノイローゼを追放して家庭を明るくする薬
 家庭の大敵ノイローゼ……内閣を一手に引き受けて休むひまもない奥様の気苦労……あげくの果、イライラして、それが顔かたちにあられ御主人をはじめ御家族の安息の場所がゴタゴタしては大変です。奥様がいつも朗かで美しい笑顔でこそ家庭も円満です。かさなる気苦労や緊張の連続のために、高ぶつた神経を落ち着かせて、家庭を明るくするアトラキシンが奥様方の中で評判です。
 本薬はノイローゼ……緊張……興奮……不安……神経痛……頭痛……不眠症……夜驚症……ヒステリー……などによく効きます。
 精神神経安定剤
アトラキシン
 (一般名 メプロバメート)
 1錠中 200mg 11錠500円 30錠1400円
 東京と文京区は都庁登記入の、西宮製薬日本橋
 地区内 第一製薬 資料請求へ申し込む下さい

図3 アトラキシンの新聞広告 ②

赤ちゃんの夜泣きに
 精神神経安定剤・アトラキシン
アトラキシン
 (一般名 メプロバメート)
 神経過敏なお子様は、夜驚症といつて夜中におびえて突然泣き出したり、興奮してねつかなくなったり、むずかつたりして、お母様を困らせるものです。
 アトラキシンは過敏な神経を緩和し、興奮を除いて気持ちを落ち着け、安眠に誘う薬です。夜驚症、不眠症、ヒステリーなどによく効きます。
 尚、夜驚症のお子様にはアトラキシンの懸液剤、医師に御相談の上お使下さい。
 本薬はノイローゼ……緊張……興奮……不安……神経痛……頭痛……不眠症……夜驚症……ヒステリー……などによく効きます。
 精神神経安定剤
アトラキシン
 (一般名 メプロバメート)
 1錠中 200mg 11錠500円 30錠1400円
 東京と文京区は都庁登記入の、西宮製薬日本橋
 地区内 第一製薬 資料請求へ申し込む下さい

図4 アトラキシンの新聞広告 ③

アトラキシンの後発品であるバランス・コントロールも、1960年代初頭から中頃にかけて新聞に数多く広告が掲載された⁵⁾。バランスの新聞広告の掲載は、1961-66年で掲載数は合計154件、同じくコントロールの新聞広告の掲載は、1961-63年で掲載数は合計36件だった(図1参照)。

バランス・コントロールの広告には次のようなものがあった。

【心のバランスを保つ薬 バランス モリモリ ファイト! バリバリ 仕事!】 図5

心身がスッキリ爽快! 能力が気持ちよく発揮でき、いいアイデアがうかび、自信に満ちて、バリバリ仕事のはかどる楽しさ。食事が進み、からだは好調、夜は安眠できる毎日…… これこそ、近代人の理想!

あなたの心身を好ましいコンディションにする バランス はげしい^{ストレス}神経刺激から、あなたを大切にする
 バランス
 (『読売新聞』1962.9.11 夕刊, 2面)



図5 バランスの新聞広告

【気を楽しめるクスリ コントロール 心は日本晴れ!】 図6

仕事に追われてイライラする… 家に帰っても気疲れで頭が重い…イライラして落ちつけない…ぐっすり眠れない…これは精神面の疲れが激しいからです。

“心とからだは二つで一つ”…こんな状態がつづく、からだに悪影響があるのも当然です。

コントロールは、イライラ ドキドキなど不安や心の緊張をとりのぞいて心身を平静にし、気分を“日本晴れ”にする新しいクスリです。

気疲れの多い…サラリーマン・経営者・マネージャー・セールスマン・タイピスト・作家・芸能人・報道関係者・夜間作業従事者・主婦に

高血圧や胃腸病などの病気で悩む方に

(『読売新聞』1962.7.21 夕刊, 5面)



図6 コントロールの新聞広告

最初のトランクライザーであるアトラキシンは、騒音や複雑化した対人関係など新しいストレスによって引き起こされるノイローゼなどを解消する新しい薬として宣伝された。服用の対象者は、男性労働者、主婦、受験生、夜泣きする子どもなど多岐にわたる。対象となる症状は、日常のイライラ、不眠症、肩こり、赤面症、人前で発表する際の緊張などであった。ノイローゼや不眠などに加え、緊張や焦りなどの不快な症状を解消して日常を快適に過ごすことを助けるものとして提示されていた。また後発品のバランス・コントロールの広告では、神経の疲労の回復を助け、仕事の能率を上げるなど、服用者の能力を向上させるような効果があると伝えられている。

トランクライザーは、日常生活の焦りや緊張を緩和し、作業効率を上げて能力を増強するなど宣伝され、医師の処方せなしで購入できる市販薬ということもあり、子どもから大人まで多くの人が気軽に服用できる薬剤として製薬企業は宣伝していたといえる。

3 メディアでのトランクライザーの紹介

このようなトランクライザーは、どのような際に服用することが奨励され、効果を発揮するものとして、新聞・雑誌などのメディアで取り上げられ、どう評価されたか⁶。

メプロバメート製剤は、たびたび「トランクライザー 新しい“心の薬”」としてメディアでも紹介され、唾を飲み込む音が気になって眠れなくなったアナウンサーの男性や、姑との不仲が原因でノイローゼになった主婦らの病状改善に著しい効果を発揮したと紹介された（『朝日新聞』1957.1.15 夕刊、4面）。また、1957年3月24日発行の雑誌『サンデー毎日』の「幸福」と「心の平和」の新薬——来るかトランクライザー時代」という記事では、トランクライザーは「重要な対人関係や受験の際の興奮、手術や産前の不安、騒音や不規則な生活からくるノイローゼを防ぐこともできる」とし、不安症、不眠症など何にでも効果を発揮する「万能ぶり」が紹介されている。そのため、一躍時代の新薬となるだろうし、メプロバメート製剤は「睡眠剤で一番問題になる習慣性がないこと、したがって常用してもクセになるという危険がまずない」ということが特徴であると紹介されている。「トランクライザーの大洪水」と表現されるほど、トランクライザーは新聞広告に費用をかけ、発売後8カ月で相当な利益をあげていたという（『朝日新聞』1957.9.4 夕刊、3面）。また1958年には、米国の一般誌 *Time* でも「Honorable Tranki（あっぱれなトランクライザー）」という見出しで、日本はトランクライザーにとって有望な市場であり、1957年にはメプロバメート製剤のみで高額の売り上げがあったことが紹介されている。また、日本ではトランクライザーは処方せなしで、どこの薬局でも容易に購入することができ、過熱する宣伝活動の内容を人々はうのみにしていると伝えられている。

また、受験雑誌『蛭雪時代』の1957年12月号「読者相談欄 体の問題」という記事では東大教授で医師の重田定正が、次のような質問に対して回答している。

【問】僕は気が小さいのか試験の時、特にその前夜胸がどきどきして寝られないのです。(…) また神経を落ち着かせたり、良く寝られて (ママ) 翌朝の勉強にさしつかえのないような重宝な薬がございましたらどうかお知らせください。(…)

【答】トランクライザーというものが、ご希望にそっているのです。tranquilize または tranquillize をベスタ辞典でひくと、「しずめる、しずまる、落ち着かせる」とあります。実は、ノクタン・アトラキシン・アタラックスなどをわたしのみ、家族にもませました。なるほど、適当だとはいらぬかもしれませんが、よく眠れます。(…)

(重田 1957 : 145)

1957年のトランクライザーの販売直後では、医師が大学受験を控えて精神的緊張を強いられている学生に服用を勧めるようなものであった。

バランス・コントロールについては、1961年の「商品の知識——催眠剤 精神安定剤」という新聞記事の「伸びる利用範囲——副作用や毒性が少ない」という見出しの中で、「気ぜわしい時代の波に乗って、メプロバメートはブーム状態を続けてきたが、最近になって武田薬品のコントロール、山之内製薬のバランスという新しい (…)

ライザーが出てきました」と言及されている。一方、同じ記事の「決められた量を守れ——専門医の指示か処方で」という見出しでは、米英ではメプロバート中毒が続発しており、習慣性や毒性がほとんどないといわれているトランクライザーでも、専門医の指示か処方を利用すべきであるというように依存性への注意が喚起されている。また同記事中の「発売翌日からの値下げ競争」という見出しでは「トランクライザーはB薬局の場合、年配の知識階級に利用者が多いとのこと。値段はアトラキシン、ハーモニン、エリナなど、メプロバメートは12錠で200円だが、3、4割も安く売っています。催眠剤よりも連用される性質の薬だから、値引きの割合も大衆保健剤の4、5割に近いというわけです。最近売り出されたコントロール、バランスというような新しいトランクライザーは6錠で200円と高いが、これも発売の翌日から値下げ競争がはじまりました」と、トランクライザーも過熱する小売の乱売合戦の対象薬剤であったことが伝えられている（『朝日新聞』1961.8.27朝刊, 17面）⁷。

1962年は最初のトランクライザーであったアトラキシンや、後発品であるバランス・コントロールの売れ行きが良かったこともあり、橋爪檳榔子という医薬評論家が「精神安定剤の功罪」というコラムで次のように言及している。

(…) この新薬は実はいわゆる精神安定剤（トランクライザー）の一種。今までのこの種製剤（ママ）は人間の気持ちを安らかにするばかりでなく、ニワトリや乳牛、ヒツジなどに与えて不安な気分を安定させ、産卵数、乳量、羊毛をふやし、なかには競走馬にやって能率をあげるとか、それに結婚式の花嫁花婿、のぼせやすいスポーツマンや近く展開する入試地獄の受験生に落ちつきを与えるというので、精神衛生方面では、日本でも数年前からよく使われている。（橋爪1962）

メディアでのトランクライザーの記事を見ると、製薬企業の宣伝活動は着実に消費者を拡大していったことがわかる。先に言及した新聞記事の中で「トランクライザーの大洪水」や「ブーム状態」などと表現されているように、販売後すぐに服用者が増えて流通量は拡大し、トランクライザーが流行していたことがうかがえる。薬事年鑑の資料によると、トランクライザーを含む催眠鎮静剤の生産額は1961-62年にかけて毎年5割近く大增産した（1960年28億円、1961年43億円、1962年63億円）。1961年にバランス・コントロールが発売されたことがその要因で、1962年には催眠鎮静剤の総生産額の約50%をバランス・コントロールが占めた（薬業経済研究所1964）⁸。メディアで流行していると取り上げられただけでなく、生産額からも実際に売れていたことがわかる。

また、製薬企業だけでなく、医師・薬剤師などの医療従事者も、トランクライザーはノイローゼや不眠、精神的緊張や不安の軽減・解消に対して有効であるとみなし、服用を指示・推奨していたことがうかがえる。医療従事者によっても、精神的緊張の緩和や不安などに薬剤を使用することは、何ら否定するものではなく、肯定的に評価されていたといえる。

4 メプロバメート製剤の第一次規制

1957年にメプロバメート製剤は国内で市販されたが、米国では1956年に、医師のFrederick Lemereが依存性について報告し、使用について警告したという⁹。1959年には国内においても、奥村二吉・岡山大学医学部教授らなど20人の学者がメプロバメート製剤の依存性を指摘したため、病院など医療機関では使用を控えるようになった（奥村・池田1959, 『朝日読売新聞』1971.12.10朝刊, 15面, 『読売新聞』1971.12.10朝刊, 15面）。また精神科医の風祭も論文のなかで、1960年頃からアトラキシンの依存性が米国で報告され、また国内の病院でも依存性が問題になっていたと当時を回顧している（風祭2006）。

また、1959年には厚生省保険局が、メプロバメート製剤を「使用制限通牒」の対象とした（昭和34年3月5日保険発第30号）。「使用制限通牒」とは、保険経済上の見地から高価で繁用される可能性のある医薬品については、適応症の制限、使用法、使用量の標準を関係機関に通達するものである。メプロバメート製剤が制限の対象として選定されたのは、乱用や依存の危険性をおそれたことだという（加藤1959）。つまり、1959年には薬務行政においてメプロバメート製剤の乱用・依存性が問題として認識されていたと考えられるが、新聞などにそれらを警告する記事はなく、臨床医療以外の一般には認知されていなかったといえる。

ところで、1950年代後半から60年代初頭の薬をめぐる状況では、薬店による乱売などが社会問題化していた。1958年以降、大阪の薬問屋から始まった薬の乱売合戦が行われ、値下げ競争が過熱し、また、1960年以降には、非行少年による睡眠剤遊びが流行して社会問題となった。誰もが店頭で容易に睡眠剤を購入できることが、その誘発要因であるとみなされていた（厚生省五十年史編集委員会1988ほか）。この睡眠剤の乱用は国際的にも問題になっており、1956年にWHOは、第7回耽溺性薬物に関する専門委員会を開催し、1957年に薬物耽溺性（drug addiction）と薬物習慣性（drug habituation）の定義を勧告した（牛丸1962, 中村1971）。

このような薬をめぐる問題に対して、行政は何らかの対応を求められており、1960年初めに薬事法を改正することによって対応しようとした（公布1960年8月10日、施行1961年2月1日）。睡眠剤はすべて習慣性医薬品と指定し、その一部は指定医薬品として、医師からの処方せんの交付または指示がなければ販売できないと制限するとともに、その販売等に関する記録を整備、保存すべき旨を定めた（薬事法第49条、昭和36年厚生省告示17号）。メプロバメート製剤も睡眠剤同様、1961年2月1日発令の薬事法施行規則の第36条によって指定医薬品とされ、販売の一部が規制された。指定医薬品は、先に述べたように、購入するのに医師の処方せんまたは指示が必要であるのに加え、「一般販売業者」のみで取り扱うことができるものであり、「薬種商」（指定医薬品以外の品目を取り扱う者、許可制）によって、販売、授与、陳列することなどが禁止された（薬事法第29条）。これが、大衆薬に対する規制強化の始まりであったという（厚生省五十年史編集委員会1988）。

しかし、薬事法の改正後の薬務行政でも、アトラキシンの依存性はさほど問題にされず、販売業者の一つである薬種商の取り扱う薬品が制限されたことのほうが問題として重要視されていたことが次の国会審議記録よりうかがえる。

◇衆議院 予算委員会第二分科会 4号 1961年3月1日

○羽田武嗣分科員（…）すなわち、新省令によれば、新規業者に対しては、取り扱い品に対して大制限を加えておるのでございます。たとえば普通薬であります、ホルモン剤とか、アトラキシン等の精神安定剤は、販売を許されておられません。（…）（購入した消費者が——引用者）、もし勝手に2錠飲めば、これは法律の違反になります。結局法を守ることができないという結果になって、しかも2錠飲んだならば、先ほども引用いたしました罰則によりまして、3年以下の懲役、20万円以下の罰金に処せられる、こういうようなことを薬種商は受けなければならない、こういう重大な責任が生じて参るのでございます。（…）

○牛丸義留厚生事務官薬務局長（…）薬種商というものの取り扱うものが何がゆえに制限されているかと申しますと、医薬品は原則として、国家試験を受けた特定の資格のある薬剤師が取り扱うのが原則である。しかしそれ以外のもので、あまり変化のないものとかあるいは毒とか劇薬でないようなそういう性質のものは、そういう特別の資格のない、まあいわば従来取り扱ってきた経験とそれから医薬に対する薬剤師以下の経験知識によって取り扱うものもある。そういう趣旨で、薬種商というものは従来も存在するし、この新しい法律によっても存在しているわけでございます。（…）

○羽田武嗣（…）特に今まで扱っておったものをこうして非常に極端に制限するということは、これは全く一種の薬種商を撲滅するという方針ではないか、こういうふうに思うのでございます。

毒薬、劇薬など取り扱いに厳重な注意が必要な医薬品は、専門知識のある薬剤師がいる薬局で扱うのが妥当であると厚生省の薬務局長は主張している。

新聞などのメディアで、メプロバメート製剤の依存性や乱用が問題にされることはなかったが、臨床医の間では依存性が問題になって使用を控えるようになったことは先に述べた。行政もそのような問題を認識していたため、1961年の薬事法の改正時に、メプロバメート製剤の購入には医師の処方せんや指示が必要であり、一部の販売業者では販売できなくなるなどの措置をとったと考えられる。1960年代初頭では、トランクライザーの販売の規制はメプロバメート製剤に限られ、ほかのトランクライザーの市販は継続された。トランクライザーの市販という販売形態が問題になることはなかった。

5 向精神薬規制の国際動向と第二次規制

1960年代の向精神薬・麻薬規制の国際的な動向として、1961年7月25日に麻薬単一条約に日本も加入する。その内容は、麻薬の取り締まりや不正取引を厳重に強化するというものであった（『朝日新聞』1961.7.25朝刊、2面）。1960年代半ばには、国際連合の専門委員会でもトランクライザーの乱用が議題にのぼった。1966年2月、国連経済社会理事会内の麻薬委員会（委員会は日本を含む10カ国で構成）が、65年あたりから各国において、睡眠剤・トランクライザー・覚醒剤などの乱用が世界的な流行になっていることを指摘した。乱用は製薬企業の過剰な広告、販売などに何らの規制措置をとらない政府の態度などによるところが多いと警告を与える報告書を提出した（『朝日新聞』1966.2.12夕刊、9面）。同年8月には、同委員会は、これらの流行的な乱用を抑制すべきであるとの各国政府あての勧告を採択した。具体的には「アルコールおよび国際統制下にある麻薬類以外の習慣性をもつ鎮静、賦活剤」に対して、医師の処方せんなしで販売しないことなどの国家管理方策をとるよう指示したものなどである（『朝日新聞』1966.8.11夕刊、2面）。また同年12月には、同委員会がこれらの向精神薬などを、医師の処方せんなしで販売しないように各国が厳重に規制することを求める決議を採択した（『読売新聞』1966.12.22夕刊、2面、『朝日新聞』1966.12.22夕刊、1面、稲垣1969、下村1970、1971）。

また同時期の国内外では、医薬品の副作用が大きな社会問題となる。1961年には、イソミンという名称で販売されていたサリドマイド製剤に催奇形性のあることが、西ドイツのWidukind Lenzより警告された。国内では、1962年5月に厚生省はサリドマイドを主成分とする睡眠剤の製造販売の中止を勧告するという対応をとった。これを受けて製薬企業は製品の出荷停止を決め、9月には厚生省からの指示もあり、サリドマイド剤の販売停止、回収を決定した（厚生省五十年史編集委員会1988）。また、1965年に国内でアンプル入り風邪薬の服用直後に死亡する事故が相次いで発生した。同年の5月に、中央薬事審議会はアンプル入り風邪薬の製造販売を禁止すべき旨を答申し、厚生省は新しい配合基準を設定した（厚生省五十年史編集委員会1988）。このように1960年代の国内外では、医薬品の副作用が社会問題化し、医薬品の安全性に対する国民の関心が高まっていたといえる。そのため、1967年に行政は薬害の再発防止に向けて、医療用医薬品とそのほかの医薬品とを区分する措置をとり、医療用医薬品の一般広告を禁止する措置をとった（厚生省五十年史編集委員会1988、昭和42年9月13日薬発第645号）。

先に述べたように、1961年にメプロバメート製剤は指定医薬品となり、医師の処方せんまたは指示がなければ購入できない、薬種商では販売できないといった措置がとられたが、メプロバメート製剤に限らず、要指示薬制度は医師の指示という不明確な表現であることなどを理由に形骸化していたという（月刊薬事編集部1965a, 1965b, 1969a, 1969b, 1972ほか）。このこともあって、国会ではアトラキシンなどは入手が容易であるがゆえに、青少年などが麻薬の代用として乱用しているという危惧が審議されており（参議院予算委員会13号1970年4月2日）、国際的なトランクライザー規制の動向を受けて、国内でも何らかの規制が必要との見解が議題に上っていた（日衆議院本会議19号1967年5月30日、参議院予算委員会12号1970年4月1日）。

1960年代半ばには、メプロバメート製剤を含むトランクライザーは、服用を中止した際に全身けいれんなどの禁断症状が生じることがあると新聞などで報じられ始めた。1965年の新聞には「精神安定剤の常用に赤信号」という見出しで、「副作用が少ないといわれている精神安定剤のなかにも、習慣性になりやすいものがあり、安易な精神安定剤を乱用する“傾向”に赤信号が出始めている」（『朝日新聞』1965.11.21朝刊、22面）と注意を喚起する記事が掲載されている。

1950-60年代には、新聞・雑誌などの健康相談などで依存性に言及されているものの、トランクライザーについては肯定的な評価が多かった。しかし、1970年代になると、トランクライザーの依存性への危惧がいつそう高まる。たとえば、1970年4月3日の『読売新聞』の「健康」欄では、「春先に多いノイローゼ」を取り上げ、「安定剤」もほどほどに」と慶應大学医学部精神科の小此木啓吾が「不安感や恐怖感などの発作で苦しいときは精神安定剤を服用するとよくきくが、習慣性がつくし、薬のなかには肝臓を悪くするものもあるので、勝手に連続服用することは控えたい」と言及している（『読売新聞』1970.4.3朝刊、23面）。また、1971年11月21日の『読売新聞』の「医事相談室」というコラムでは、同じく小此木が「人と会うとき顔がこわばる」という相談に対して、「精神安定剤の服用で、緊張がやわらぐと、かなり楽になる場合もありますが、自己流に乱用すると中毒になるおそれもあります」と注意

を促している。

新聞などでトランクライザーの依存性への注意が喚起されるなか、1971年2月に中央薬事審議会の医薬品安全対策特別部会が、トランクライザーを含む4種類の医薬品について、新たに記入しなければならない使用上の注意事項を決め、厚生省に報告した（『読売新聞』1971.2.16朝刊、14面）。メプロバメート製剤などを含む精神安定剤21種類については、服用した際に注意力が散漫になる点を考慮し、「自動車の運転など危険を伴う機械操作につかせない」という項目を薬の外箱や添付書類へ記入することを義務づけることが決定したという。依存性への注意を直接促すものではないが、トランクライザーは服用に際して特別な注意が必要な薬剤であるとの認識が薬務行政にもあったと思われる。

1970年代に入って向精神薬の乱用を取り締まる国際動向は進展した。国際連合が麻薬委員会において、向精神薬の国際統制に関する最終議定書案を作成し、国際連合主催の会合が日本を含めた71カ国の参加によって開催され、1971年2月21日に「向精神剤に関する条約」に日本も加入した。この条約は、向精神薬の乱用と不正取引を防止し、向精神薬が医療および学術上の目的にのみ使用されるよう国際協力を行うことを目的としていた。この条約による規制対象品目にはメプロバメート製剤も含まれる（官報1972年1月26日第13526号付録）。

1971年12月10日には、京都大学医学部附属病院精神神経科助手の川合仁が、メプロバメート製剤の販売中止と回収を求める要望書を厚生省と製薬企業に送達し、このことが新聞に掲載された。アトラキシンに代表されるメプロバメート製剤は常用癖がつくうえ、そのような状態の後に服用を中止すると、けいれんや幻覚症状、言語障害を起こす神経障害があるという研究結果が根拠であった。記事では、メプロバメート製剤は「市販上の規制がなく」（『朝日新聞』1971.12.10朝刊、15面）、「野放し市販」「アメリカでは医師の処方せんがないと購入できないのに対し、わが国では自由に買える」、厚生省薬務局が「要指示薬指定を検討」している（『読売新聞』1971.12.10朝刊、15面）などと報道された。翌日の『朝日新聞』の「天声人語」ではメプロバメート製剤は、「前々から乱用の恐ろしさは知られていたが、実情は野放し状態だった」と述べている（『朝日新聞』1971.12.11朝刊、1面）。つまり、1961年の指定医薬品の指定は周知徹底されておらず、メプロバメート製剤は1971年まで市販状態と変わらず販売されており、薬務行政においても1961年に指定医薬品として指定したという認識は薄かったといえる。

この報告・報道を受けて、第一製薬がアトラキシンの出荷を停止し、販売を自粛することを決定した（『朝日新聞』1971.12.19朝刊、19面）。また同年12月27日に、厚生省は、ぜん息吸入剤、女性ホルモン剤とともに、精神安定剤すべてを指定医薬品に指定した（販売の規制は1972年4月1日より実施。昭和46年12月27日厚生省告示第408号）。依存性や長期利用が問題となり、大衆薬として使用するのには適当ではないと判断されたためであった（『朝日新聞』1971.12.28朝刊、3面）。メプロバメート製剤は再び指定医薬品に指定され、バランス・コントロールなど市販されているほかのトランクライザーすべても医師の処方せんや指示がなければ店頭で購入できないよう措置がとられた。

この際のトランクライザーの市販の規制の経緯、その結果の見通しについての行政の見解は次のようなものであった。

◇衆議員社会労働委員会 11号 1972年3月30日

○武藤崎一郎厚生省薬務局長 （…）昨年末に、マイナー・トランクライザーにつきまして、代表的なものはメプロバメートでございますが、これにつきまして要指示にいたしましたわけでございますが、この精神安定剤につきましては、相当前から学会報告あるいは文献報告で精神障害なり胃腸障害、血液障害というものが報告されておまして、私どものほうとしては、使用上の注意事項を十二分に書きまして、問題がないようにしたいということで今日までやってきたわけでございますが、昨今、さらに中毒症状のひどいような報告でございましたので、昨年の暮れに要指示に指定をしたわけでございます。（…）

○古寺宏委員 現在精神安定剤として市販されているところのメプロバメートの場合でございますが、年間1億2,000万錠も製造されている。こういうところに、やはり問題があると思うのですが、医家向きに必要なだけを製造して、あとは大量に製造しない、こういうことが大事な問題じゃないかと思うのです。（…）精神安定剤の場合も要指示薬にしたところで、製造が過剰になっていけば、当然これは一般大衆の中毒者の中に流れていくわけですね。こういうものの製造というものをある程度控えめしないと、いかに取り締まりをしても、要指示

薬にしたところで、どんどん市販される、こういうことになると思うのです。そういう点については、どういう対策をお考えですか。

○武藤埼一郎 メプロバメートの問題が以前からあったわけですが、昨年の暮れに要指示にいたしました時点におきまして、メーカーのほうでは生産の自粛をするということで、関係 20 社が生産の自粛をすでに行なっております。あるメーカーは製造を中止したところがございます。先生御推察いただけるとは思いますけれども、要指示にいたしました関係で、当然販売等は縮小されると思いますので、生産のほうも大幅に縮小される、かように考えております。

1960年代半ばには、トランクライザーの乱用が国際的に流行していることが問題になっていた。国際連合の麻薬委員会の見解は、製薬企業の過剰な広告や処方せんなしでの販売を行政が規制しないことがその乱用を誘発しているというものであった。そのため、麻薬委員会は、トランクライザーは医師の処方せんがなければ販売しないなど行政が販売を規制し、管理を強化することが乱用の抑止につながると考え、各国に求めた。1971年2月には、日本も向精神薬の乱用防止などの国際協力を目的とする「向精神剤に関する条約」に加入した。メプロバメート製剤はこの条約の規制対象に該当していた。

日本が「向精神剤に関する条約」に加入した同年の12月に、医師が行政・製薬企業にメプロバメート製剤の依存性と禁断症状を理由に、販売中止・回収を求めた。その直後、行政は、すべてのトランクライザーの購入には医師の処方せんや指示を必要とする措置をとった。トランクライザーは、依存性や乱用が問題となり、市販薬として使用するのとは適当ではないと判断されたためであった。1950年代後半のトランクライザーの市販以降、1970年代初頭になってトランクライザーの市販は全面的に規制された¹⁰。

6 考 察

これまで、新聞記事や行政資料などを検討してきたことから、1950年代後半にトランクライザーが販売されて以降、1970年代初頭までその服用は流行していたといえる。医師の処方せんなしで購入できる市販薬ということもあり、子どもから大人まで多くの人が気軽に服用できる薬剤として、製薬企業は宣伝していた。広告の内容は、ノイローゼや不眠などに加え、緊張や焦りなどの不快な症状を解消して日常を快適に過ごすことを助けるものとされ、さらには、神経疲労を回復して仕事の能率を上げるなど、服用者の能力を向上させるかのような効能があると伝えられているものもあった。

しかし、1960年代初頭にメプロバメート製剤の依存性・乱用が臨床医療で問題になり、危険性が薬務行政にも認識された。そこで、1961年の薬事法改正時に、メプロバメート製剤は医師の処方せんや指示がないと販売できないなどの措置がとられたが、ほかのトランクライザーの市販が問題になることはなかった。結果、1960年代初頭にトランクライザーの一部の市販が規制されてから、1970年代初頭に全面的に規制されるまで、約10年間の時間差があったことになる。

約10年の間に、サリドマイド製剤などの薬害が世界的に顕在化することで、人々の薬の安全性への関心は高まったといえる。1960年代初頭にサリドマイド製剤による薬害が問題化し、1960年代半ばには国内でアンプル入り風邪薬による死亡事故が問題化した。このような経緯で、医薬品の安全性への国民の関心は高まり、また行政も薬剤の安全性を確認できる体制を整えていった。トランクライザーの第一次規制の時点では、薬の安全性を求める国民の意識や、薬務行政の薬の安全管理の意識が、1960年代後半と比較して低かったと推測できる。

また、向精神薬およびトランクライザーにおいても、1960年代には国際的に乱用が流行していると見なされた。それに対して国際連合の麻薬委員会は、行政が販売を規制・管理することが抑止につながると考え、各国にそれを求めた。国内では1971年12月にひとりの医師がメプロバメート製剤の販売中止・回収を行政、製薬企業に申し入れたことによって、トランクライザー市販の規制が急速に進展した。この要望書が規制を進展させる契機とはなったが、同年2月に日本は「向精神剤に関する条約」に加入しており、国際情勢がトランクライザーの市販の第二次規制を後押ししたことは間違いない。

1961年の国内のメプロバメート製剤の市販の規制、国際連合の麻薬委員会の世界的なトランキライザーの規制、および1971年の国内のトランキライザーすべての市販の規制は、乱用・依存性を論拠としていた。医師の処方せんなしで薬局などで容易に購入できることが乱用を誘発していると思なされた。そのため、行政は購入には医師の処方せんを必要とするなど、容易に入手できないよう措置をとることで抑止できるとした。トランキライザーは、医療・医師のもとで適正に使用されるならば、乱用や依存は防げると考えられたといえる。

トランキライザーによる乱用や依存性は問題にされたが、製薬企業の広告が提示したような、日常的な緊張や焦りを薬剤によって解消すること、あるいは能力の増強を図ることなど、向精神薬のエンハンスメント利用は問題にならなかった。このような論点については何ら省みられることなく、トランキライザーは医療・医師のもとで管理される向精神薬へと移行した。

向精神薬が医療・医師のもとで保険薬として処方される際には、医師の介在や診療報酬などといった要素が向精神薬を評価するうえで影響を与える。残された課題の一つは、医療のもとで向精神薬が処方される際には何が論点として浮上するのか、またエンハンスメント論などが問題にしてきた、向精神薬の薬効が与える人格同一性への影響は問題になるのかといったことを検討することである。

<注>

- 1 「ママの小さなお手伝いさん」(mother's little helper) は、イギリスのロックバンド、Rolling Stones の楽曲の題名にもなっている。「Mother's Little Helper」は1966年にシングルとして発売された。歌詞の内容は要約すると「子どもたちの様子が今日は違うため、母親を落ちつかせるものが必要だ。家にある小さな黄色の錠剤が、忙しい日常をやり過ごすための彼女の助けとなった」である。
- 2 当時、国内で市販されたメプロバメート製剤は以下の通り。風祭元(2006)のp.427の表1より引用改変。
商品名(会社名):
アトラキシン(第一製薬)、ボンスタン(興和新薬)、セレモントランキ(科研薬)、エクアニール(Wyeth-万有)、エリナ(住友化学)、ハーモニン(武田薬工)、レベタウン(大塚製薬)、メプロジン(金剛化学)、メプロバメート(アルプス食品)、メプロバメート(十全化学)、ミルトウン(Wallace-武田)、マインド(エスエス製薬)、オデオン(三宝製薬)、ピースミン(大日本製薬)、トランメート(日産水産)、トランキ(科研薬)、トランケル(大正製薬)、トラキラン(模範製薬)、キサロゲン(小野薬品)など。
- 3 アトラキシンの新聞広告の掲載の概要は以下の通りである。アトラキシン・バランス・コントロールの広告掲載数のカウントは、『読売新聞』のデジタルデータから集計した。なお、『読売新聞』を選定したのは、本文中で言及した通りである。
本文中で言及している以外のアトラキシンの広告コピーには次のようなものがあった。「ノイローゼ・不眠症・肩こりに」「奥様は多忙」「日曜日を買う薬」「舞台演壇に立つ前に」「更年期生理時のイライラに」「騒音轟音の職場 安全と健康と能率の増進に」「夜勤者の昼間の睡眠」「旅行中の安息と安眠」などである。
- 4 医薬品の広告の誇大な文章が当時、問題となっていた。「トランキライザーで文化人病、マネージャー病(が治癒する)」という広告は、厚生省によって事前に審査されている、許可効能をオーバーに宣伝し、二次的効果(神経・筋肉の弛緩という薬効だけでなく文化人病などが治癒するというものだと推測される)がまるで許可されているかのように広告していると判断され、誇大広告として処置されたという(小田部1960)。
- 5 バランス・コントロールの本文中で言及している以外の新聞広告のコピーは次の通りである。バランスは「気が晴れる! 実力が出る」「ノイローゼ 不眠に!」「いそがしさ ドンとこい」「明るい心 ストレスに負けない身体」などである。
コントロールの広告コピーは「心に休息を…」「新しい精神調整剤登場!」「気苦労の多い奥さま!」「コントロール社員ハリキル!」「朝からスカッとした気分で」などであった。
- 6 1950-70年代のトランキライザー流行の考察を進めていくうえで、服用者の言説を分析していないのは本論考の限界である。トランキライザーは考察対象の時期には市販されており、多くの人が服用していた向精神薬であった。この薬の特性から考えて、トランキライザー服用者の言説は、風邪薬のそれと同じように何ら特別視されることはなく、そのため、当時の服用者の言説をこんにちでは入手しづらいというのが理由である。
- 7 『読売新聞』の「くすりの知識」というコラムでも、1960-70年代にたびたびトランキライザーが紹介されている。執筆者は複数おり、薬剤師などが担当している。トランキライザーが効能を発揮するものとして、胃弱、不眠、ノイローゼ、頭痛、冷え性、肩こり、面接試験などの過度の緊張が挙げられている。
- 8 薬事年鑑の「国内経営編 医薬品生産事情」pp.12-4による。メプロバメート製剤の総生産額は、1960年6.8億円、1961年5.6億円、1962年4.2億円であったという。

- 9 引用ではない本文において、中毒・依存・嗜癖などの用語はすべて「依存性」に統一した。乱用とは「薬物を社会規範から逸脱した目的や方法で自己摂取すること」、依存とは「薬物乱用という行為の繰り返しの結果生じた状態で、薬物摂取の強い渴望により自己コントロールを喪失した状態」、中毒には急性と慢性があり、慢性中毒とは「薬物依存に陥った人が、乱用をさらに長期間繰り返すことによって生まれる」ものである（風祭2008）。なお、概念の区別などについては、風祭元（帝京大学名誉教授）氏から貴重なご意見、資料をいただいた。また、風祭氏からは、1950-70年代の薬の販売・製造状況と薬務行政との関連についても重要な示唆を受けた。記して感謝したい。
- 10 当然だが、市販が全面的に規制されたからといって、すぐにそれが厳守されたわけではない。たとえば、かかりつけの医師がいなくてもかかわらず、精神安定剤の多量服用で死亡した女性の場合には、精神安定剤をどこで購入したかが問題になっており（『読売新聞』1972.6.29夕刊, 10面）、また、1973年には女子児童が、精神安定剤遊びをしている最中に、校舎の3階からカサを手を飛び降りて大けがをした。この事件では、薬局から女子児童が自分たちで精神安定剤を購入したことが問題になった（『読売新聞』1973.12.8朝刊, 19面）。

<参考文献・引用資料>

- DeGrazia, David. 2000. Prozac, enhancement and self-creation. *The Hastings Center Report*, 80 (2), 34-40.
- Edward, James C.. 2000. Passion, activity and "the care of the self". *The Hastings Center Report*, 80 (2), 31-4.
- Elliott, Carl. 1998. Tyranny of happiness. Ethics and cosmetic psychopharmacology. Erik Parens ed., *Enhancing human traits. Ethical and social implications*, Hastings center studies in ethics, Washington, 177-88.
- , 2000. Pursued by happiness and beaten senseless. Prozac and the American dream, *The Hastings Center Report*, 80 (2), 7-12.
- Freedman, Carol. 1998. Aspirin for the mind? Some ethical worries about psychopharmacology. Erik Parens ed., *Enhancing human traits. Ethical and social implications*, Hastings center studies in ethics, Washington, 135-50.
- 橋爪檳榔子, 1962, 「精神安定剤の功罪」『読売新聞』2月6日夕刊5面。
- Healy, David. 2000. Good science or good business?. *The Hastings Center Report*, 80 (2), 19-22.
- 日野貞雄, 1957, 「くすりの知識 胃弱には二通り——治療法も全く反対のことが多い」『読売新聞』7月24日朝刊6面。
- 広瀬徹也, 1980, 「薬物依存」風祭元編『心の病に効く薬』有斐閣選書, 209-21.
- 池田良雄, 1962, 「睡眠薬中毒について」『月刊薬事』4 (6): 69-72.
- 稲垣尚起, 1969, 「向精神剤取扱いの海外事情」『月刊薬事』11 (7): 139-41.
- 石坂哲夫, 1957, 「くすりの知識 寝つきの悪い人——催眠薬より生活の改善」『読売新聞』8月20日朝刊5面。
- , 1966a, 「くすりの知識 頭痛薬」『読売新聞』8月28日朝刊19面。
- , 1966b, 「くすりの知識 精神安定剤」『読売新聞』10月9日朝刊19面。
- , 1966c, 「くすりの知識 冷え症の治療には」『読売新聞』11月27日朝刊24面。
- 官報1972年1月26日第13526号付録。
- 風祭元, 2006, 「日本近代向精神薬療法史 (4) ——最初のトランクライザー・メプロバメートとその後の ataractica」『臨床精神医学』35 (4): 425-31.
- , 2008, 「リタリン (塩酸メチルフェニデート) 依存症と対策」『日本医事新報』4386: 62-7.
- 加藤克彦, 1959, 「健保採用の医薬品使用制限」『月刊薬事』1 (2): 13-6.
- 月刊薬事編集部, 1965 a, 「行政 要指示薬、再検討の真意——鈴木厚相発言の波紋」『月刊薬事』7 (12): 10.
- , 1965b, 「今年の10大ニュース」『月刊薬事』7 (12): 16-23.
- , 1969a, 「小売 業権縮小の不安？」『月刊薬事』11 (2): 17.
- , 1969b, 「小売 関心高まる要指示薬」『月刊薬事』11 (3): 17.
- , 1972, 「小売 “要指示薬”の反響」『月刊薬事』14 (6): 27.
- 厚生省五十年史編集委員会編, 1988, 『厚生省五十年史 (記述偏)』財団法人厚生問題研究所.
- 厚生省薬務局監修, 1959, 『薬務広報』第408・409号合併号.
- 厚生省, 1959, 昭和34年3月5日保険発第30号 (新たに薬価基準に収載された医薬品等の使用について).
- , 1961, 昭和36年2月1日厚生省告示第17号 (薬事法第49条第1項の規定に基づき医薬品を指定する等の件).
- , 1961, 昭和36年2月1日厚生省告示第18号 (薬事法第50条第8号の規定に基づき習慣性がある医薬品を指定する等の件).
- , 1967, 昭和42年9月13日薬発第645号 (医療品の製造承認等に関する基本方針について).
- , 1970, 昭和45年4月21日薬監第167号 (医療用医薬品の添付文書について).
- , 1971, 昭和46年12月27日厚生省告示第408号 (薬事法第49条第1項の規定に基づき医薬品を指定する等の件の一部を改正す

- る件).
- , 1972, 昭和 47 年 1 月 8 日薬監第 6 号 (医薬品の使用上の注意事項について).
- , 1972, 昭和 47 年 1 月 14 日薬発第 23 号 (昭和 36 年 2 月厚生省告示第 17 号 (薬事法第 49 条第 1 項の規定に基づき医薬品を指定する等の件) の一部を改正する件).
- Kass, Leon R, ed. 2003, *Beyond Therapy: Biotechnology and the Pursuit of Happiness: A Report of The President's Council on Bioethics*, New York: Dana Press (= 2005, 倉持武監訳『治療を超えて——バイオテクノロジーと幸福の追求: 大統領生命倫理評議会報告書』, 青木書店).
- Kramer, Peter D., 1993, *Listening to Prozac*. Viking Penguin Inc. (= 1997, 渋谷直樹監修, 堀たほ子訳『驚異の脳内薬品——鬱に勝つ「超」特効薬』同朋舎).
- , 2000, The valorization of sadness. Alienation and the melancholic temperament, *The Hastings Center Report*, 80 (2), 13-8.
- 町田宗風・島菌進編, 2007, 『人間改造論——生命操作は幸福をもたらすのか?』新曜社.
- 宮木高明, 1957, 「くすりの知識 トランキライザー——鎮静剤だが催眠薬とはちがう」『読売新聞』6 月 10 日朝刊 6 面.
- 中村圭二ほか, 1971, 『向精神薬の薬理——トランキライザーのすべて』朝倉書店.
- 小此木啓吾, 1971, 「医事相談室 人と会うとき顔がこわばる」『読売新聞』11 月 21 日朝刊 23 面.
- 小田部学, 1959, 「医薬品の広告とその規制 (2)」『月刊薬事』1 (2): 24-5.
- , 1960, 「医薬品の広告とその規制 (4)」『月刊薬事』2 (2): 11-2.
- 大西定夫, 1966, 「くすりの知識 ノイローゼの薬」『読売新聞』6 月 5 日朝刊 19 面.
- 佐藤哲彦, 2006, 『覚醒剤の社会史——ドラッグ・ディスコース・統治技術』東信堂.
- 佐藤倚男, 1966, 「精神安定剤中毒」『月刊薬事』8 (6): 27-30.
- 重田定正, 1957, 「読者相談欄 体の問題」『蛍雪時代』12: 145.
- 下村孟, 1970, 「向精神剤の問題とその国際規制について」『月刊薬事』12 (5): 101-4.
- , 1971, 「薬学知識 向精神剤規制の国際条約」『月刊薬事』13 (7): 55-8.
- Smith, Mickey C., 1985, *Small Comfort: A History of the Minor tranquilizers*, New York: Praeger Publishers.
- , 1991, *A social history of the minor tranquilizers: the quest for small comfort in the age of anxiety*, New York: Haworth Press.
- Time's press, 1958, Honorable Tranki, *Time*, February 17: 52.
- 著者不明, 1957, 「“幸福”と“心の平和”の新薬——来るかトランキライザー時代」『サンデー毎日』3 月 24 日発行号, 20-3.
- 著者不明, 1957, 「科学 ノイローゼの特効薬」『週刊新潮』2 (13), 23.
- 上田昌文・渡部麻衣子編, 2008, 『エンハンスメント論争——身体・精神の増強と先端科学技術』社会評論社.
- 奥村二吉・池田久男, 1959, 「禁断時痙攣発作を来たした慢性メプロバメート中毒症」『日本医事新報』1844: 26-8.
- 牛丸義留, 1962, 『薬事法詳解』学陽書房.
- 薬業経済研究所, 1964, 『薬事年鑑 (第 4 集)』薬業時報社.
- Wikipedia, the free encyclopedia, 2009, *Mother's Little Helper*, (http://en.wikipedia.org/wiki/Mother's_Little_Helper, December 21, 2009).
- Wissenschaftliche Abteilung des DRZE, 2002, *drze-Sachstandsbericht.Nr.1. Enhancement. Die ethische Diskussion über biomedizinische Verbesserungen des Menschen*, New York: Dana Press (= 2007, 松田純・小椋宗一郎訳『エンハンスメント——バイオテクノロジーによる人間改造と倫理』知泉書館).

* 新聞記事・新聞広告の引用元については、本文中に明示。

Tranquilizers in Vogue: Grounds and Progress of the Control of Over-the-counter Psychotropic Drugs

MATSUEDA Akiko

Abstract:

Tranquilizer drugs were widely marketed in Japan from the 1950s to 1970s. This paper examines articles and advertisements in newspapers and magazines of that time as well as government documents to clarify the advice given by doctors, pharmacists and pharmacies about when to take tranquilizers, what problems ensued and how the government acted. In the late 1950s and throughout the 1960s, tranquilizer advertisements appeared widely in newspapers and magazines. Tranquilizers were obtained easily at drug stores and were used to ease daily tension and increase job efficiency. By 1959, however, addiction problems caused hospitals to stop using the tranquilizer Meprobamate, and, in 1961, the Pharmaceutical Affairs Law was revised to restrict Meprobamate sales to those with prescriptions. I call this the “first sales control.” Meprobamate sales, however, actually continued over-the-counter until 1971. That year, a doctor at Kyoto University Hospital released a drug addiction report and called for a ban on Meprobamate sales. The same year, the Ministry of Welfare required a prescription for all tranquilizers, bringing over-the-counter tranquilizer sales to an end. I call this the “second sales control.” In this way, the Welfare Ministry put tranquilizers under the supervision of doctors.

Keywords: tranquilizer, advertisement, over-the-counter drug, pharmaceutical and medical administration, discourse analysis

トランクライザーの流行 ——市販向精神薬の規制の論拠と経過——

松 枝 亜希子

要旨：

1950-70年代にある種の向精神薬、トランクライザーは市販され広範に流通していた。日常的な緊張や焦燥の緩和や、ノイローゼに効く薬として新聞や雑誌などに広告が多数掲載されており、製薬会社にとっては収益の多い商品であった。トランクライザーは製薬企業の宣伝効果などにより大衆薬として多数消費されたが、その反面、薬局などで容易に購入できるがゆえに乱用や依存などの問題が起こると見なされた。1960年代半ば以降の向精神薬規制の国際的な動向も受けて、1970年代初頭、行政は医師の処方せんがなければ薬局などで購入できないよう措置をとり、市販薬としての販売は規制された。しかし、トランクライザーによる乱用や依存性は問題にされたが、製薬企業の広告が提示したような、日常的な緊張や焦りを薬剤によって解消すること、あるいは能力の増強を図ることなど、向精神薬のエンハンスメント利用は、1970年代初頭のトランクライザー市販の規制において問題にならなかったといえる。

